

医薬品安全管理責任者による医薬品適正使用の推進及びその評価

○大沢 幸嗣¹, 松元 美香¹, 大谷 道輝¹, 並木 路広¹, 山村 喜一¹(¹東京通信病院薬剤部)

【目的】平成19年4月より、医療法により医薬品の安全管理のための体制を確保し、適正に実施するために医薬品安全管理責任者を設置することが定められた。当院では医薬品安全管理責任者として薬剤師1名を設置し、毎月院内診療科を巡回し、医薬品の安全使用を推進したので、その寄与を評価した。

【方法】医薬品の安全使用のための業務手順書を作成し、手順書に基づく業務の実施を徹底し、保管方法、使用期限および麻薬・向精神薬等の当院で定めた管理薬品の管理を確認および改善した。1)保管方法は麻薬、向精神薬、毒薬、劇薬が法律に従っているか確認した。2)使用期限は期限切れの有無に加えて、消毒薬等の院内で使用期限を定めた医薬品の開封日の記載を確認した。3)管理薬品の管理は管理簿への出納の記載状況を調査した。1)～3)について改善を指摘した事項が1ヵ月後の巡回時に改善されているか調べた。

【結果・考察】1)保管方法では劇薬の保管が普通薬と区別されていない診療科が多く認められたが、1ヵ月後の巡回時には100%改善されていた。2)使用期限切れは回診車や処置室等で多く認められ、医薬品の保管場所が分散していることが一因と考えられた。改善率も40%と低かった。

以上の結果から、医薬品の安全使用は医薬品安全管理責任者による毎月の巡回と指摘により、高い改善率が得られることが示唆された。また、医薬品の保管が各診療科内に分散していることが問題であり、平成20年10月から原則として医薬品を1ヵ所で保管するように改善し、在庫薬品の定数化を行った結果、安全使用が更に推進された。今後、医薬品の安全使用を徹底するために、巡回に加え看護師への積極的な情報提供が必要と考えられた。